

## 潜在看護職員復職支援奨励金交付要領

### (趣旨)

第1条 神奈川県が給付する、潜在看護職員復職支援奨励金（以下「奨励金」という。）については、この要領の定めるところによる。

### (目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症が収束しない中、対応する医療従事者に著しい負荷が続いていることから、ワクチン接種に従事する看護職員を確保するとともに、県内の潜在看護職員の復職を支援し看護職員を増やすことで、医療現場の負担を軽減させる。

### (奨励金の給付)

第3条 奨励金は、本要領に基づき、都道府県看護協会が運営する看護師等無料職業紹介システム「eナースセンター」に求職者として登録している看護職員が、対象期間内に神奈川県内の市町村、医療機関等において雇用が開始され、看護業務に従事した場合に当該看護職員に対し給付する。

- 2 前項で規定する対象期間とは、令和3年5月21日（金）から令和4年2月28日（月）とする。
- 3 奨励金の金額は、2万円とする。
- 4 奨励金の給付回数は、1回のみとする。
- 5 第1項で規定する雇用には、雇用期間満了による同一医療機関等における継続する雇用及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づき労働者派遣事業を行う事業主による雇用は含まない。

### (奨励金の申請等)

第4条 奨励金の給付を受けようとする看護職員（以下「申請者」という。）は、第5条において規定する受付期限までに以下の書類を神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

- (1)潜在看護職員復職支援奨励金給付申請書（第1号様式）
- (2)在職証明書（別紙1）又は、雇用の開始日、業務内容及び勤務地等が証明できる書類
- (3)口座振込申出書（別紙2）

### (申請の受付開始日及び期限)

第5条 奨励金の申請受付開始日は、令和3年8月11日（水）とし、令和4年3月15日（火）までに申請しなければならない。

(給付の決定)

第6条 知事は、申請者から第4条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、速やかに奨励金の給付を決定するものとする。

2 知事は、審査の際に申請の内容についての真偽を第三者に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を第三者に提供するときは、第三者に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、奨励金の給付を決定したときは、その決定の内容を申請者に通知し、奨励金を給付する。

4 知事は、申請の内容が適当と認められないため奨励金の不給付を決定したときは、その決定の内容を申請者に通知する。

5 知事が第1項の規定による給付の決定を行った後、申請者の不備による振込不能等があり、県が確認に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(暴力団排除)

第7条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。）は、給付の対象としない。

2 知事は、必要に応じ奨励金の給付を受けようとする者又は奨励金の給付を受けた者が、前項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、奨励金の給付を受けた者が第1項に該当するときは、給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(不当利得の返還)

第8条 知事は、奨励金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により奨励金の給付を受けた者に対して、給付を行った奨励金の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 奨励金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(書類の経由)

第10条 この要領の規定により書類を知事に提出する場合は、事務所管課を経由しなければならない。

(その他)

第 11 条 この要領の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和 3 年 8 月 11 日から施行する。